

寿 都 町

寿都町工事・設計入札参加資格審査申請書類の手引き

寿都町が発注する建設工事及び設計入札参加資格審査申請に必要な書類及び記載要領は次のとおりです。申請にあたって不明な点がある場合は、受付担当係に照会してください。なお、各様式は寿都町ホームページからダウンロードしてください。

第 1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書（様式 1）

1 記入例

様式1

建設工事等競争入札参加資格審査申請書	
※ 受 付 番 号	
建設工事	
設計等	

令和 7 年 1 月 17 日

〇〇町長 〇〇〇 様

所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目 1番 1号

商号又は名称 道央建設 株式会社

代 表 者 代表取締役 石狩一郎

電話番号 011 (231) 4111

〇〇町 所管に係る建設工事等の入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

2 記載要領

- (1) 年 月 日…提出年月日を必ず記載すること。
- (2) あ て 先…寿都町長名を記載すること。
- (3) 所 在 地…法人は本店、個人はその本拠となっている住所を記載すること。
- (4) 商号・名称…法人は登記されている商号、個人は登録している名称を記載すること。
- (5) 代 表 者…法人は代表する役職名及び氏名、個人は戸籍上の氏名を記載すること。
- (6) 電 話 番 号…代表する電話番号を記載すること。

第 2 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し（様式 2）

建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出すること。

- ・総合評定値通知書（総合評定値（P点）が記載されているもの）の写し。最新のもの。

第3 工事（事業）経歴書（様式3）

1 建設工事の資格を希望する場合

経営事項審査申請書又は決算報告書に添付した工事経歴書（様式第二号・申請者用）の写しを直前2年度決算分提出すること。

2 設計等の資格を希望する場合

(1) 記入例

様式3

工 事（事 業）経 歴 書

(種別 測量)

(単位:千円)

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 区 別	工 事（事 業）名	工 事（事 業）場 所 のある都道府県名	配 置 予 定 技 術 者	請 負 代 金 の 額		着 工 年 月	
					うち()		完 成 又 は 完 成 予 定 年 月 日	
札幌建設管理部	元請	達布石狩沼田停車場線 地道値交安工事用地測	北海道		3,120		令和 6 年 4 月	
小樽建設管理部	"	豊浦二セコ線 局改工事用地測量	"		2,581		令和 6 年 5 月	
後志総合振興局	"	広域農道後志北部 道路敷地用地測量	"		2,400		令和 6 年 6 月	
札幌市	"	手稲星置地区 地籍調査測量	"		4,400		令和 6 年 6 月	
札幌開発建設部	"	石狩川改修工事 用地測量	"		2,650		令和 6 年 9 月	
(株)山田興業	"	所有地現況平面図 調整復元業務	"		1,250		令和 6 年 11 月	
							令和 6 年 11 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
							年 月	
種 別 計		6件			16,401			

(2) 記載要領

- ① 設計等の資格を希望する場合についてのみ、直前1年度決算分の事業経歴書を、希望する種別ごとに未成事業を除いて別葉で作成すること。
また、経歴書の種別計に必ず合計件数と請負代金の合計額を記載すること。
- ② 請負代金の合計額は、消費税相当額を除いた事業高を集計すること。
- ③ 配置技術者氏名は、記載する必要なし。
- ④ 種別の区分は、測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料及び道路清掃の6種別を基本とし、これらに当てはまらない業種がある場合はそれらについても記載すること。（例：除雪、道路標識設置等）。
- ⑤ 種別ごとの請負代金の合計額は、それぞれ希望する種別の付票中「当該直前1年（決算期）間の事業高」欄に転記すること。
- ⑥ 道外業者で、独自に作成した事業経歴書がある場合、この様式の内容が備わっていれば、それをもって代えることができる。

第4 工事経歴書集計表（様式3の2）

1 記入例

様式3の2

工 事 経 歴 書 集 計 表

（建設工事のみ）

（単位：千円）

経 営 対 象 建 設 業	基 準 決 算 以 前 の 決 算	基 準 決 算	備 考
土木一式工事	4,764,023	4,577,810	
建築一式工事	1,141,812	968,375	
電気工事	85,448	48,529	
管工事	43,199	33,188	
ほ装工事	152,928	137,032	
しゅんせつ工事	22,528	23,909	
造園工事	50,475	39,755	
水道施設工事	96,128	0	
その他	8,720	59,266	
合 計	6,365,261	5,887,864	

2 記載要領

- (1) 建設工事の資格を希望する場合についてのみ作成すること。
- (2) 直前2年度決算分の工事経歴書に基づき作成すること。

第5 技術者名簿（様式4）

1 記入例

様式4

技術者名簿（道内関係分）

許可番号	大臣 知事	（特・般－ 1 ）	第 1262 号	所在地	札幌市	商号又は名称	道央建設（株）
------	----------	-----------	----------	-----	-----	--------	---------

（種別：建設工事・設計等）

氏名	年齢	最終学校		法令による免許等								建設業監理 技術者資格者証 交付番号	経 験 年 数
		学校名	専攻学科	名称	取得年月日	名称	取得年月日	名称	取得年月日	名称	取得年月日		
道庁 太郎	58	弘前工業大学	建築	1級建築士	昭和 59年9月15日							第 2005 号	35 年
道庁 一郎	55	北海道大学	〃	1級建築士	昭和 63年11月10日	1級建築 施工管理技士	平成 4年3月28日					第 872 号	31 年
北海 二郎	53	室蘭工業大学	開発土木	1級土木 施工管理技士	平成 3年3月31日							第 14678 号	30 年
石狩 花子	52	旭川工業高校	土木	1級土木 施工管理技士	平成 11年2月20日							第 12357 号	33 年
空知 三郎	50	北海道大学	〃	1級土木 施工管理技士	平成 6年3月20日							第 8458 号	27 年
後志 四郎	49	苫小牧 工業高校	〃	2級土木 施工管理技士	平成 3年3月11日							第 20598 号	30 年
渡島 五郎	50	旭川工業高校	〃	1級造園 施工管理技士	平成 9年3月31日	2級土木 施工管理技士	平成 2年3月25日					第 24586 号	31 年
桧山 六郎	47	青森中学校		2級土木 施工管理技士	平成 14年3月25日							第 21940 号	28 年
胆振 道子	49	室蘭工業高校	土木	1級土木 施工管理技士	平成 10年3月11日							第 697 号	30 年
日高 道雄	47	北見工業大学	建築	1級管工事 施工管理技士	平成 16年9月10日	1級建築 施工管理技士	平成 9年3月13日					第 7697 号	24 年
十勝 太郎	44	北海道大学	理学	技術士(建築)	平成 11年3月4日							第 4893 号	16 年
上川 一郎	44	北海学園大学	建築	1級建築士	平成 12年1月30日	1級建築 施工管理技士	平成 11年3月23日					第 6480 号	20 年
												第 号	年
												第 号	年
												第 号	年

【建設工事を希望する場合の注意事項】

- 1 この名簿は、建設業法第7条第2号イ・ロ又はハに該当する主任技術者及び技術職員として勤務する者全てについて作成してください。
- 2 この名簿は、道内の本店、支店、営業所等に勤務する主任技術者及び技術職員についてのみ作成してください。
- 3 入札参加を希望する各発注機関に対し、「入札参加申請書」と併せてこの名簿も提出してください。
- 4 発注機関にこの名簿を提出後、技術者に増減（新規採用、転退職等）又は免許・資格等に変更があった場合には、「競争入札参加資格審査申請書変更届」に、新たに「技術者名簿」を作成し直したうえ、それぞれの発注機関に提出してください。

2 記載要領

- (1) 建設工事と設計等に関わる、道内の本店、支店、営業所等に勤務する技術者について、令和7年1月1日現在で作成すること。
なお、道内に勤務し、資格を有する役員も含む。
- (2) 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに規定する主任技術者、測量法、技術士法、建築士法その他許可・登録等に関して関係省庁が有資格者に相当するものとして指定する有資格者について作成すること。
なお、法令による免許等を有していなくても、実務経験により技術職員として勤務する方も併せて記載すること。
- (3) 「建設業監理技術者資格者証交付番号」欄は、当該資格者証の交付を受けている方について、その交付番号を記載すること。
- (4) 道外業者で道内に支店・営業所等（受任事務所）を有しない場合は、道内での稼働予定技術者について作成すること。
- (5) 道外業者が独自に作成した技術者名簿がある場合、この様式の内容が備わっていれば、それをもって代えることができる。この場合、道内関係分については欄外に○印を付するなど明確に区分すること。

第6 代表者身分証明書（様式5）（個人のみ）

- 1 申請者が、個人の場合にのみ提出すること。
- 2 申請者の住所を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいう。
- 3 申請時3ヶ月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

第7 登記事項証明書（様式6）（法人のみ）

- 1 申請者が法人の場合にのみ提出すること。
- 2 申請時3ヶ月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

第8 許可・登録証明書（様式7）

- 1 建設業許可通知書の写し。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出すること。
建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいう。
※解体工事業で平成28年6月1日以前に建設リサイクル法の解体業者登録を受けている場合は、その登録許可書も添付すること。
- 2 建設業許可申請書別紙の写し
建設業許可申請書に添付した別紙1及び別紙2(1)又は(2)をいう。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出すること。
- 3 測量業者登録通知書の写し
測量法により国土交通大臣が発行する「測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）」をいう。測量の資格を希望する場合は、必ず提出すること。
- 4 建築士事務所登録を証する書類の写し
建築士法により都道府県知事が発行する「1級、2級又は木造建築士事務所登録を証明する書類（登録通知書等）」をいう。建築設計の資格を希望する場合（設備設計のみを業とする者は除く）は、必ず提出すること。
- 5 その他の登録に係る現況報告書又は登録通知書の写し
建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタント登録規定による登録を受けている場合の「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」をいう。土木設計、地質調査又は技術資料の資格を希望する場合で、これらの登録を受けている方は、写しを提出すること。

第9 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し（様式8）

1 共済組合等の種類は次のとおり。

- (1) 建設業退職金共済組合
- (2) 中小企業退職金共済事業団
- (3) 建設業福祉共済団
- (4) その他の共済制度…上記(1)から(3)以外で従業員の退職金等に係る共済制度をいう。

2 加入している場合は、経営事項審査申請時に使用した「加入・履行証明書」等の写しを提出すること。

第 10 入札参加資格審査申請書付票の記載要領

令和 7・8 年度における寿都町の建設工事と設計等の入札参加資格審査申請書付票
(提出用・控え用) の記載方法について。

《あ て 先》 寿都町長名を記載すること。

《申請年月日》 入札参加資格審査申請書を提出する年月日を必ず記載すること。

1 建設工事入札参加審査申請書付票 (様式 9)

01 欄 【申請者】

- (1) 本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号、FAX 番号を記載すること。

なお、フリガナはカタカナで記載すること。

- (2) 「所在地」欄には市町村名（道外業者は都道府県名）から記載すること。

なお、道内業者の場合は、郡名を省略すること。

また、ビルに入居の場合は、入居しているビルの名称も記載すること。

02 欄 【受任者】

- (1) 「受任者」とは、常時建設工事の請負契約を締結する権限を有する本店以外の道内の支店・営業所等をいう。

- (2) 「請負契約を締結する権限」とは、道内の支店・営業所等有している建設業の許可業種の範囲内で、本店の代表者から支店、営業所等の代表者に常時見積・入札・契約締結について委任されていることが必要。

- (3) 道内に上記(1)及び(2)に該当する支店・営業所等有している場合は、主な支店・営業所等の 1ヶ所について記載すること。

ただし、道内に建設業の許可を有する支店・営業所等がない場合は、記載の必要なし。

- (4) 「受任者の職氏名」欄は、道内における当該支店・営業所等の代表者を記載すること。

03 欄 【連絡先】

道内に建設業の許可を有しない支店・営業所等で、主に業務連絡を担当する事務所等有する場合について記載すること。

04 欄 【申請業種】

- (1) 建設業の許可番号、許可年月日、許可年数、許可業種、経審結果の点数及び前回資格について記載すること。

- (2) 「建設業許可年月日」欄は、申請時に有している建設業の許可年月日を許可・登録通知等により記載すること。

- (3) 「許可年数」欄は、建設業の許可（登録）を受けた日から基準日までの通算した年数（1年未満の月数は切り捨て）を記載すること。

- (4) 「特定（許可）」及び「一般（許可）」欄は、申請時に有する建設業の許可業種を「特定」又は「一般」の許可区分に従い○印を記載すること。また、02【受任者】欄に記載がある場合は、受任者が有している許可業種について、○印の中に△印を記載するこ

と。

- (5) 「総合評定値の点数」欄は、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P点）を業種ごとに記載すること。
- (6) 「前回資格」欄は、寿都町の令和5年度及び令和6年度における入札参加資格を有している場合には、それぞれの業種欄に○印を記載すること。

05欄 【共済組合等の加入状況】

- (1) 加入している共済組合等について記載すること。
- (2) 「直前1ヶ年の掛金額」とは、直前決算期における直近1年間の掛金額をいう。
- (3) 経営事項審査申請時に使用した加入・履行証明書等の写しを提出すること。
- (4) 空白欄は、記載している2種類以外の共済制度に加入している場合、その共済制度名等を記載すること。

06欄 【決算等】

- (1) 「直前決算」欄は、直前1年の決算期間を記載すること。
- (2) 「資本金」欄は、右詰め千円単位で基準日前日の振込済（登記済）資本金を記載すること。

07欄 【前回受付番号】

- (1) 前回の資格審査の受付番号又は登録番号・整理番号を記載すること。
- (2) 新規申請者又は番号の通知等を受けていない場合は記入しない。

08欄 【商号又は名称の頭文字】

- (1) 商号又は名称の頭文字1字を「ひらがな」で記載すること。
- (2) 法人の場合は、株式会社等を除いた会社名の最初の1文字。

09欄 【希望工種・格付等級】

- (1) 「希望工種」欄は、今回入札参加資格を希望する工種に○印を記載すること。
- (2) 「前回」欄は、令和5年度及び令和6年度において、寿都町の入札参加資格を有し、格付けされている場合については、当該種別の等級をそれぞれ記載すること。
- (3) 「※今回」欄は、寿都町担当者記入欄のため、申請者は記入しない。

10欄 【従業員数】

- (1) 令和7年1月1日現在における道内の本店、支店、営業所等に勤務する従業員を技術職員と事務職員に区分し、建設業に従事する者のみを記載すること。
- (2) 従業員数には、役員も含む。
- (3) 道外建設業者で道内に支店、営業所等を有しない場合は、「0」と記載すること。

11欄 【技術者数（申請者又は受任事務所関係分）】

- (1) 令和7年1月1日現在における道内の本店、支店、営業所等に勤務する職員が有する資格ごとの人数を記載すること。
- (2) 「技術者名簿（様式4）」とよく照合の上、記載すること。
- (3) 同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記載すること。
ただし、同一資格で1級及び2級の資格を有している者については、1級として取り扱

うこと。

- (4) 技術者数には、道内に勤務する役員も含む。

12欄 【監理技術者資格者数】

- (1) 「技術者名簿（様式4）」に記載した技術者のうち、監理技術者資格者証の交付を受けている者をいう。
- (2) 当該資格者証の交付を受けている技術者について業種別に人数を記入し、最後に実人数を記載すること。
- なお、同一人が2以上の業種で資格者証の交付を受けている場合は、それぞれ業種別に人数を記載すること。

13欄 【舗装プラントの所在地（道内のみ）】

- (1) 道内における舗装プラントの所在地を5ヶ所まで記載すること。
- (2) 他社と共有するプラントを有する場合は、その旨を明記すること。
- (3) 郡名を省略して市町村名から地番まで記載すること。

【使用印鑑・実印】

付票の薄・厚の両方に使用印鑑と実印を押印すること。

14欄 【鋼橋上部の製作工場の所在地（道内・道外）】

- (1) 鋼橋上部の製作工場を有する場合は、所在地が道内・道外にかかわらず、3ヶ所まで記載すること。
- (2) 郡名を省略して市町村名（道外所在地の場合は都道府県名）から記載すること。

15欄 【消費税に関する申出】

消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを○で囲むこと。

16欄

寿都町担当者記入欄のため、申請者は記入しない。

市町村用 (様式10)

○○町長 ○○○○様 申請年月日 令和 7 年 2 月 2 日

[illegible]

2 設計等入札参加資格審査申請書付票（様式 10）

01 欄 【申請者】

- (1) 本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号、FAX 番号を記載すること。

なお、フリガナはカタカナで記載すること。

- (2) 「所在地」欄には市町村名（道外業者は都道府県名）から記載すること。

なお、道内業者の場合は、郡名を省略すること。

また、ビルに入居の場合は、入居しているビルの名称も記載すること。

02 欄 【受任者】

- (1) 「受任者」とは、「測量」及び「建築設計」については、道内の支店・営業所等有している測量業の登録、1 級又は 2 級建築士事務所の登録を受けている範囲内で、本店の代表者から支店、営業所等の代表者に常時見積・入札・契約締結について委任されている場合に記載すること。

- (2) 「測量」及び「建築設計」以外の種別を希望する方は、上記(1)の権限を委任されているかどうかに関係なく、道内に有する支店・営業所等を記載すること。

- (3) 「受任者の職氏名」欄は、道内における当該支店・営業所等の代表者を記載すること。

03 欄 【連絡先】

道内に営業の許可を有しない支店・営業所等で、主に業務連絡を担当する事務所等を有する場合について記載すること。

04 欄 【申請種別】

- (1) 「希望種別」欄は、今回入札参加資格を希望する種別に○印を記載すること。

なお、「測量」及び「建築設計」を希望する場合で、02【受任者】欄に記載がある場合は、受任者が有している種別の範囲内で○印の中に△印を記載すること。

- (2) 「建築設計」を希望する方で、設備設計のみを希望する場合は、◎印を記載すること。

- (3) 「登録番号・年月日」欄は、申請時に有している登録番号及び登録年月日を登録通知等により記載すること。

- (4) 「直前 1 年（決算期）間の事業高金額」欄は、希望する種別ごとの事業高を消費税相当額を除いて、右詰め千円単位で記載すること。

- (5) 「当該営業年数」欄は、令和 7 年 1 月 1 日現在において希望する種別ごとの営業年数を記載すること。

なお、「測量」及び「建築設計」を希望する場合で、02【受任者】欄に記載がある場合は、受任者における当該営業年数を記載すること。

- (6) 「前回資格」欄は、寿都町の令和 5 年度及び令和 6 年度における入札参加資格を有している場合には、当該種別欄にそれぞれ○印を記載すること。

- (7) 「合計」欄は、「直前 1 年（決算期）間の事業高金額」の合計額を記載すること。

05 欄 【前回受付番号】

- (1) 前回の資格審査の受付番号又は登録番号・整理番号を記載すること。

- (2) 新規申請者又は番号の通知等を受けていない場合は記載しない。

06欄 【商号又は名称の頭文字】

- (1) 商号又は名称の頭文字1字を「ひらがな」で記載すること。
- (2) 法人の場合は、株式会社等を除いた会社名の最初の1文字。

07欄 【従業員数】

- (1) 令和7年1月1日現在における道内の本店、支店、営業所等に勤務する従業員を技術職員と事務職員に区分し、設計等に従事する者のみを記載すること。
なお、技術職員については、資格の有無を問わない。
- (2) 従業員数には、役員も含む。

08欄 【技術者・資格者数（申請者又は受任事務所関係分）】

- (1) 令和7年1月1日現在における道内の本店、支店、営業所等に勤務する職員が有する資格について記載すること。
- (2) 「技術者名簿（様式4）」とよく照合の上、記載すること。
- (3) 同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記載すること。
ただし、同一資格で1級及び2級の資格を有している者については、1級として取り扱うこと。
- (4) 建築士については、1級の資格を有している者のうち、構造設計又は設備設計の資格を有する者の人数を、それぞれの資格別に内数で記載すること。
なお、構造設計及び設備設計の両方の資格を有する者についても、それぞれ資格別に記載すること。
- (5) 技術者・資格者数には、道内に勤務する役員も含む。

09欄 【建設コンサルタント登録部門】

- (1) 建設コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に○印を記載すること。
- (2) **02**【受任者】欄に記載がある場合は、受任者が有している登録部門の範囲内で○印の中に△印を記載すること。

10欄 【補償コンサルタント登録部門】

補償コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に○印を記載すること。

11欄 【計量証明事業者登録部門】

「技術資料」を希望する場合で、計量証明事業者登録をしている場合は、登録証により該当部門に○印を記載すること。

12欄 【直前決算等】

- (1) 「決算期間」欄は、直前1年の決算期間を記載すること。
- (2) 「資本金」欄は、右詰め千円単位で基準日前日の振込済（登記済）資本金を記載すること。

【使用印鑑・実印】

付票の薄・厚の両方に使用印鑑と実印を押印すること。

13 欄 【消費税に関する申出】

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき、「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを○で囲むこと。

14 欄

寿都町受付担当者記入欄のため、申請者は記載しない。

第 11 その他の添付書類について

1 納税証明書（写し可）

- (1) 法人 法人税、消費税及び地方消費税、所在都道府県税、所在市町村税
- (2) 個人事業者 申告所得税、消費税及び地方消費税、所在都道府県税、所在市町村税
※所在市町村税の納税証明書に変えて「市町村税に滞納がないことの証明書」でも可。
- (3) 町内業者 町税に滞納がないことの証明書、消費税及び地方消費税、所在都道府県税、町税に滞納がないことの証明書（法人の場合は、法人代表者も含む。ただし代表者が寿都町に居住していない場合は、代表者については居住市町村の納税証明書）。
※「町税に滞納がないことの証明書」は、役場総務財政課に請求。

2 印鑑証明書（写し可）

法人、個人事業者ともに添付すること。

3 誓約書（暴力団排除にかかる誓約書）※両面印刷

法人、個人事業者ともに添付すること。

第 13 共同企業体等の申請について

- 1 申請者が共同企業体であるときは、当該共同企業体に係る協定書その他関係書類を添付すること。
- 2 申請者が中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合等」と総称する。）であるときは、当該組合の定款及び組合員名簿を添付すること。
- 3 前項に掲げるもののほか、協業組合等が経済産業局長から官公需の受注に係る適格組合証明を受けている場合は、適格組合であること証する書類を添付すること。

第 14 その他の様式について

1 競争入札参加資格変更審査申請書（様式 11）

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員を変更したとき。
なお、必要な関係書類については、寿都町へ確認の上、申請すること。

2 競争入札参加資格審査申請書変更届（様式 12）

次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき
- (2) 組織に変更があったとき（協同組合等にあつては構成員に変更があったとき）
- (3) 代表者に変更があったとき
- (4) 所在地に変更があったとき
- (5) 電話番号に変更があったとき
- (6) 使用印鑑に変更があったとき
- (7) 建設業の許可及びその他の登録等に関する事項に変更があったとき
（なお、許可等の単純更新や、新たに経営事項審査結果通知を受けた場合などは、変更届の提出は不要。）
- (8) 道内の支店、営業所に関する事項に変更があったとき
- (9) その他、入札参加資格審査申請書付票の記載内容に変更があったとき
その変更の事実を証する書類を添付して申請すること。
なお、詳細については、寿都町へ直接お問い合わせください。

3 会社が合併及び事業譲渡を行った場合の届出

競争入札参加資格変更審査申請書（様式 11）に合併契約書、総会議事録、商業登記簿謄本及び許可登録の写し等の関係書類を添付し提出すること。

なお、詳細については、寿都町へ直接お問い合わせください。

資 格 審 査 変 更 事 項

変 更 事 項	添 付 書 類					摘 要
	登 記 事 項 証 明 書	建 設 業 許 可 通 知 書	年 間 委 任 状	技 術 者 名 簿	そ の 他	
商号・名称	○					
組 織	○					会社組織の変更 個人★(有)★(株)
代表者（本店）	○					職名を併記 △：委任行為がある場合、 提出してください。
代表者 （道内支店・営業所）	△		△			
所在地の変更（本店）	○					個人の場合、住民票又は営業 証明書を添付 郵便番号を併記
所在地の変更 （道内支店・営業所）	○					
電話番号（本店）						
電話番号 （道内支店・営業所）						
使用印鑑						個人の場合、印鑑証明書を添 付すること
道内技術者				○		技術者名簿は変更後の全員に ついて記入
許可換え		○				許可行政庁の変更 知事★大臣
許可番号		○				主たる営業所所在地の移転
許可の業種・区分		○			○ 廃業届	業種の追加・廃業 区分の変更（一般★特定）
許可の更新		○				
資本金	○					

※各提出機関に1部ずつ提出すること。

※添付書類は別に定めるほかは写しを添付すること。

※年間委任状については、本店の代表者(委任者)及び権限を委任された支店・営業所の代表者(受任者)が変更となった場合などは、改めて年間委任状を提出機関に提出してください。